

# 「誰がインターネットを管理するか？ ——インターネットネットガバナンス 論争とその本質を検証する」

世界情報通信サミットミッドイヤー・フォーラム

2004年8月30日

日経デジタルコア「インターネット  
ガバナンス(IG)研究会」

加藤幹之

(c) Masanobu Katoh, 2004

# 議論の発端

- ICANNへの批判——ITUでICANNへの不満の声が増え始める
- ICANN内部での制度批判——2002年リン(ICANNの社長兼CEO)提案を発端に、ICANNの自己改革議論が進む。2002年12月理事会が改革案を承認
- 国連として(ITUの準備により)WSISの立ち上げ(2001年12月決議)と、国連事務総長によるWGIG設立(2004年)

# 本研究会の進め方(4月21日確認)

- **第一段階： 問題の理解と検討事項の整理**
- **第二段階： 公開会議を含む、関係者の意見交換(夏には、拡大討論会開催を予定)**
- **第三段階： デジタルコアの意見形成**
- **第四段階： 外部への意見表明と、さらなる意見交換**
- **できればWGIGの活動やWSIS会議等に向けて、日本としての意見形成に貢献したい**

# 本研究会の検討事項(4月21日案)

- インターネットガバナンス(IG)の定義――何を議論するか？
  - (1) ICANNの権限に限定した範囲か？
  - (2) スпамやプライバシーと言う様な一般的な制度問題まで含むか？
- WGIGやWSIS等での議論を踏まえて、それに対してコメントする形を取るか？ 積極的にデジタルコアとして問題を定義し、コメントして行くか？

## 議論の経緯と問題の提起(4月21日研究会)

- 「現在問題がない」対「現在のレジティマシー自体が問題」
- 「民間の自由なインターネット」対「途上国が置き去り」
- 米国主導、大企業主導か？
- ITU, ICANNそれぞれの役割は？具体的に何が問題か？
- ICANN改革は不十分か？
- ccTLDの現在の制度は適当か？ (続く)

# 議論の経緯と問題の提起(4月21日研究会) (続き)

- ICANNへの政府の関与は適切で十分か？
- ルートネームサーバの配置や、ゾーンファイルの管理は適切か？
- 民間主導が原則？その意味は？
- 民間からの、特に、利用者(需要者)の参加が必須であり、ボトムアップの仕組みが必要
- 日本でインターネット・ガバナンス・タスクフォースを設立する提案もある

## 技術や現場からの視点(5月24日)

- IPアドレスの管理のように、極めて技術的、実務的な問題は、上手く運用されている。(勿論、南北問題のような共通課題はあるが)
- IGが議論されるのは、社会規範や法律との関係の部分。インフラのガバナンス議論は切り分けるべきだ。
- 自律分散型ネットでは、ルールは自然とできて行く。技術がルールを作って行く。
- しかし、運用のガバナンスに関して、性悪説をベースとした罰則、規制も必要。 (続く)

# 技術や現場からの視点(5月24日)

## (続き)

- **ドメイン名の問題が浮上。資源枯渇、商標、管理体制等が議論の焦点。**
- **ICANN設立は、国際的なコンセンサスをベースとした、公平・効率的な組織が目的だった。**
- **グローバルに均質なものについてのみ、国際組織としてのICANNが権限を持ち、残りは国(ccTLD)毎に政策が決まるべき。**
- **解決スピードに問題があるとしても、ICANNはコミュニティと協調し、成果をあげている。**

# 法律家の視点(6月30日)

- スパムの例——日米欧で立法が違う。犯罪、プライバシー侵害、通信妨害、消費者取引への影響、有害コンテンツ等、違った問題あり。
- スпамは、電子メールだけではなく、スパイウェアやウイルス等の新しい問題に広がっている。
- ガバナンスは、誰が問題をコントロールできるかを一つの識別基準にすべきだ。ガバナンスする能力のある者の中で、競争があり、選別される。
- 問題を完全に解決するガバナンスは不可能であり、最小にすることを目指すべきだ。 (続く)

# 法律家の視点(6月30日)

## (続き)

- ウィルス作成者の責任の例——プログラマの「法的責任」と「表現の自由」の対立がある。
- 個人情報漏洩と損害額の認定の問題——実害とは何か？懲罰的損害を認めるか？
- 個人情報漏洩をどこまで罰するか？技術による解決は可能か？
- インターネットが一つだから一つのルールというのは難しい。ガバナンスする者の権力闘争であり、強い者が勝つ。

# 他の国際的活動モデル(7月30日)

## WIPOの例——知的財産の国連機関

- WIPOでも電子商取引やインターネットに関して、「デジタルアジェンダ」と呼ぶ多くの活動がある。
- ICANNに対して、UDRP(統一紛争解決ポリシー)を提示、運用も行う。
- 条約に基づく政府間の機関であるが、民間や市民団体もオブザーバーとして参加。
- コンセンサスを原則とし、多数決は少ない。
- 途上国が要望を述べる場となり、市民団体の動きも活発化してきた。

# 他の国際的活動モデル(7月30日)

## G B Deの例——民間の自主的ガバナンス

- 先進国の民間企業が参加する電子商取引関連の政策提言団体。
- 5年以上の活動を通じて、広い分野で多くの実績を上げて来た。
- 事務局はたった2人。多くは、企業(幹部と担当者の2重構造)のボランティア活動。
- アジア諸国等、まだ普及は不十分。
- 企業間の利害対立もあり、コンセンサスを取る為には、主張できる内容が限られる。

# 提言(1)－IGの定義

- IGの定義は、広く考えるべきだ。
- ICANN対ITUという構図だけでこの問題を捉えるべきでは無い。
- 課題には、(1)インターネットのインフラを安全かつ安定的に運用する仕組みの問題、(2)スパムやプライバシー等、法律制度の問題、(3)技術の発展や標準化の問題等、多くのものがある。
- インターネットの利用の拡大を考えると、これらの課題解決の為の議論や国際的な制度作りは必須である。

# 提言(2)－政府対民間

- インターネットの発展は、民間主導が原則。例えばセキュリティーの分野のように、民間の自律的かつ責任ある取り組みが不可欠。
- IGの名目で、インターネットを必要以上に規制すべきではない。インターネットは自律分散の考えで発展しており、それを阻害すべきでない。
- しかし、政府の役割も大きい――(例)刑事的な規制。消費者保護や競争法。

# 提言(3) - 技術的課題

- IGの課題の整理が必要だ。
- 新しい技術で解決できる課題も多い。それらについて、規制を持ち込むことは良くない。
- ICANNは、インターネットの(ドメイン名とIP番号の)技術的管理だけを担当している。多くの問題は、技術的問題であり、政策議論になじまない。

# 提言(4) - 課題解決の主体

- 一つのグループがすべてを解決することは難しい。いろいろな課題について、いろいろなグループが並行して、時には競争して、検討、実施すれば良い。
- GBDeやGIIC等の民間団体を含め、電子商取引やインターネットの問題は多くの組織が議論している。
- ICANNがすべての問題を担当している訳ではない。同じように、ITUがすべてを担当することも不可能だ。
- WSISでの議論は意味があるが、これまでの議論に何を新しく付け加えるかが重要。

# 提言(5) - 人類全体の参加

- IGが広い範囲の課題を対象にしていることから、人類全体での議論が必要。
- 特に、利用者、需要者の視点が重要となる。
- その為、途上国や一般市民の利害が反映される仕組みが必要。

Thank You Very Much

議論は続く

Masanobu Katoh